

第 2 回

札幌市ユニバーサル推進検討委員会

議 事 録

日 時：2023年12月18日（月）午後6時開会

場 所：市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○梶井座長 皆様、こんばんは。

路面状況の大変悪い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

結城委員がまだいらっしゃっていませんけれども、始めさせていただきます。

それでは、本日の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございます。

今ほどご紹介がありましたが、結城委員が遅参されております。それから、本日は、高橋副座長、北原委員から、それぞれ体調不良及び所用のために欠席するとのご連絡をいただいております。

なお、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

一番上でございますのが本日の次第です。めくっていただきまして、委員一覧、市役所の出席者一覧、座席表と続きます。次に、資料1の第1回検討委員会における意見交換等の概要、資料2の（仮称）共生社会推進条例の構成イメージ、A4判の資料3の他自治体条例の構成、A3判の折り込んである資料4の他自治体条例の比較、資料5のユニバーサル展開プログラム（案）の概要版、資料6のユニバーサル展開プログラム（案）の本書版、最後に、参考資料になりますけれども、資料7の前回第1回札幌市ユニバーサル推進検討委員会の議事録の詳細版です。

以上が本日の会議資料となりますけれども、不足している方はいらっしゃいませんか。

それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

○梶井座長 それでは、会議の進行についてをお願いをさせていただきます。

まず、ご発言をいただくときには、会議録の確認等の都合がありますので、発言の前にお名前を言っていただくと大変ありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、今日は傍聴席にも何人かいらっしゃっていただいておりますし、報道の皆様も、お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。場内の撮影については、これ以降はご遠慮をいただきたいと思います。

2. 議 事

○梶井座長 それでは、次第に従い、進めていきます。

今日は、大きく二つございます。

一つ目として、共生社会推進条例のスタイルといえますか、構成のイメージ、もしくは、

どういう文言で札幌市らしい条例をつくっていくのかに関し、皆様からの活発なご意見を承りたいと思っております。

二つ目として、共生社会の実現に向けて、いろいろな全庁的なプログラム事業がございますので、そのことについてのご説明とそれに対するご意見を皆様から伺いたいと思っております。

この2本立てになっております。もうお疲れの時間帯とは思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、資料1から資料4まで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、共生社会推進条例の構成イメージ等について、資料1から資料4でご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

こちらは、前回ご説明させていただきましたとおり、札幌市では令和6年度末に（仮称）共生社会推進条例の制定を目指しております。次回の第3回では、条例骨子案をご提示できればということを考えておりますけれども、本日は、第1回の意見交換を振り返った上で、他自治体の条例を踏まえながら、条例の大まかな構成のイメージ等を確認していただき、ご意見を頂戴したいと思っております。

それでは、資料1の第1回検討委員会における意見交換等の概要についてです。

前回は、委員の皆様から、資料説明後の質疑に加えまして、共生社会の実現に向けて重要だと思うことや考え方というテーマでそれぞれのお立場からご意見をいただきました。その内容を事務局で整理させていただきましたので、共有させていただきたいと思っております。

なお、委員の皆様には、資料7の議事録の詳細版に加えまして、本資料も事前に共有させていただいておりますので、本日は、記載した意見のうち、一部を抜粋してご説明させていただきます。

まず、1の資料説明後の意見です。

前回の事務局の資料説明後になりますけれども、①の「マイノリティーの表記は、「等」などで括ることなく、できるだけ細かく明記することが、当事者にとっての安心になると感じる」といったご意見のほか、④の「社会的障壁には、物理的なものと意識的なものなど様々あるが、そういった観点を施策にもっと盛り込むべきでは」というご意見を頂戴しました。

続きまして、2の共生社会の実現に向けて重要だと思うことや考え方についての意見です。

②の「アイヌ文化においても共生は昔からのテーマ。与えられるだけではなく、アイヌ、障がい者、LGBTなどの立場からも共生のためのメッセージを発信できる形になるとよい」というご意見のほか、④の「色々な情報を知ることは大事だが、ただ知った気になっていけない。一人一人が何を大事にしているかはそれぞれ違う」、また、⑦の「若い頃から多様な存在に触れることで、偏見を持たない素養が備わっていくのでは」といったご意

見を頂戴しました。

めくっていただきまして、次のページに移ります。

⑨の「マイノリティー性というのは個別のものではなく、一人の人間の中に複数重なっているものなので、そのことを意識した上で連動した取組ができると思う」というご意見のほか、少し飛びまして、⑫の「条例の制定が、住民同士が接する機会、知る機会を生み出すきっかけとなり、地域共生社会の実現に向けた意識を高め、お互いが理解し連携してつながっていける地域づくりが進むことを期待」、また、⑯の「ハード面のバリアフリーももちろん大事だが、心のバリアフリーも大切にしていける社会であってほしい」、そして、⑳の「そもそも多様性を受け入れないと持続可能性がない局面に入ったと思う。マイノリティーとマジョリティーが持続的に話す場をつくり、つながりをつくっていくような仕組みが必要」といったご意見を頂戴しました。

次のページに移ります。

㉔の「鎌倉等の条例では、性的指向等の性的マイノリティーに関する言葉が入っているため、ぜひ札幌の条例でも盛り込んでほしい」というご意見のほか、㉗の「共生社会は人と人とが友愛で結ばれることで実現できると信じている」、また、㉙の「他者を知ることが重要。それぞれ考え方を相対的に捉えながら、全ての人々が安寧に、そして、平和に暮らしていくことができる方向性を共に考えていく、悩んでいくことが重要ではないか。その前提として他者を尊重する、平和を希求することが必要」、それから、㉛の「呼びかけに応える社会を目指していくのが重要では。障がい者や高齢者、LGBTQなどの定義にこだわらず、いざというときに声をかけ合える、支え合える社会が一番足腰の強い社会、持続可能な社会になると考えている」さらに、㉞の「色々な人がいて当たり前であるということ。若い世代や子どもの頃から知ること意識が変わる。意識が変わることで環境も変わる」といったご意見を頂戴しました。

次のページに移ります。

④の「多様な人々それぞれが活動に参画するだけではなく、それぞれが共同（協働）しながら参画することで互いの理解を深め、それを通して何かを創造したという結果は、互いを必要な存在として認識することにつながる。共同（協働）しながら参画という文言が条項にあるといい」といったご意見を頂戴しました。

抜粋の説明となり、恐縮ですけれども、以上が前回の会議でのご意見です。

また、ご承知のとおり、条例の制定に当たりましては、複数の市の附属機関にもご意見を賜ることを予定しております。まだ頭出しの段階ではございますけれども、3の参考ということで、各附属機関への説明時における条例等への意見とあるとおり、市の附属機関である社会福祉審議会、福祉のまちづくり推進会議において条例制定についてのお話をさせていただき、幾つかご意見を頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、（１）の社会福祉審議会になります。

①の「昨今は若年性の認知症も問題となっていることから、認知症の人たちもこの条例

の対象に含めてもらいたい」、②の「都道府県別の男女の格差について、北海道は47位と最下位であり、北海道が最下位だということは札幌も低いと考えられる。また、例えば、アイヌの女性は2種類の差別を抱えることもあるなど、複数の課題を抱えるということはよくあることだと思う。」とのことで、男女の格差は通底するような問題だと思うという趣旨のご意見を頂戴しております。

次に、(2)の福祉のまちづくり推進会議になります。

関連する既存条例と今回の(仮称)共生社会推進条例の関係性が分かりづらいので、明確にしてもらいたいといったご意見がございました。

資料1のご説明は以上となります。

続きまして、資料2になります。

条例がどのような構成となる想定なのか、また、既に条例を制定している他自治体ではどのような条例のつくりになっているかについて、資料に基づき、ご説明させていただきます。

共生社会推進条例の構成イメージについては、後ほど簡単にご説明をさせていただきますが、資料3や資料4を適宜ご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料2の1の全体構成(イメージ)です。

こちらは、他の自治体の条例の構成などを参考に、あくまでも現時点のイメージではございますけれども、11項目を事務局で挙げました。その上で、各項目で記載される想定の内容について、その下の2の各項目の詳細というところで簡単にご説明をさせていただきます。

まず、(1)の題名です。

ここは条例の顔となるところですが、条例の内容を的確かつ簡潔に表す内容としたいと考えております。現在は、(仮称)共生社会推進条例と呼んでおりますけれども、前回の会議の中でも誰もが分かりやすい条例になるようにという意見をいただきました。そういったことも踏まえつつ、具体的な名称については、今後、条例案がある程度固まってきた段階で改めて検討したいと考えています。

次に、(2)の前文です。

ここには条例を制定する背景、条例の制定趣旨、目指すべき社会を規定することになります。先ほど資料1でご紹介させていただきました第1回検討委員会における関係意見を下のほうに記載させていただきつつ、その上の点線の枠内に抽出したキーワードを記載しております。実際に前文を形にしていく際には、こういったキーワードを踏まえ、検討してまいります。

なお、キーワードの欄には第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン等を踏まえたものとして、基本的人権の尊重等、そういったキーワードも併記しております。

次のページをご覧ください。

次の項目はその下の中段にある(3)の目的となります。

こちらは基本理念を設定するほか、市の責務、市民・事業者の役割の明確化、市の施策の基本となる事項を設定すること等により共生社会を実現していくといった条例の制定目的を規定するイメージです。

次に、（４）の定義では、条例で用いる用語の意味を規定するほか、次の（５）の他の条例等との関係性においては、この条例と共生社会の実現に関する他の条例等との関係性を規定するイメージです。

次に、（６）の基本理念です。

共生社会の実現に向けた取組の土台や前提となる考え等を規定したいと考えておりました。資料上は、（２）の前文と同様、キーワードや第１回検討委員会における委員の皆様のご意見を記載しております。ここについても後ほどご意見を頂戴できればと思います。

次のページをご覧ください。

中段下の（７）の市の責務です。

ここでは市役所が率先して共生社会の実現に向けた取組を進めるという姿勢を示すため、関係施策を推進することを市の責務とすることなどを規定するイメージです。

次に、（８）の市民の役割、事業者の役割ですが、市民、事業者との協働を促進するため、市の施策への協力など、市民や事業者の役割を規定するイメージです。

次に、（９）の基本的施策です。

第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）に位置づけた施策も踏まえながら、共生社会の実現に向け、市が行う基本的施策を規定するようなイメージです。

５ページをご覧ください。

（１０）の推進体制・財政措置に関することなどです。

ここではユニバーサル関係施策を推進していくための市内部の体制や附属機関の設置、施策の実施に必要な財政上の措置に関することなどを規定します。

最後に、（１１）の附則（条例の施行期日）等ですが、条例の効力発生日となる施行期日を規定する予定です。

以上が現時点での条例の構成イメージとなります。

続きまして、お手元の資料３の他自治体条例の構成という資料をご覧ください。

こちらは、資料２の参考資料としてご用意したのですが、第１回検討委員会でもご紹介させていただいた鎌倉市、兵庫県、江戸川区、山梨県、四つの自治体における各条例について、条例に盛り込まれている項目を一覧化したものです。いずれの自治体も、おおむね先ほどの構成イメージとほぼ同様の構成となっていることが確認できます。

最後に、資料４というＡ３判の他自治体条例の比較についての資料をご覧ください。

詳細のご説明は省きますが、資料３でご紹介した各自治体の条例が具体的にどのような条文になっているかを一覧化したものです。

本日は、主に、資料２の条例の構成案について、また、前回に引き続き、条例に盛り込

むべきキーワードなどについてご意見を頂戴できればと思っております。

○梶井座長 ただいま事務局から前回の検討委員会で皆様からいただいたご意見をかいつまんで説明していただきました。それから、他の自治体条例なども、資料に基づき、皆様に提示してもらいました。

たくさんあって、なかなか大変だとは思いますが、まず、資料1から資料4の内容についてご質問があれば承りたいと思います。

○相内委員 資料1の4ページの3の(2)の福祉のまちづくり推進会議からの意見についてです。

関連する既存条例と本条例案の関係性が分かりづらいため、明確にしてもらいたいという意見があったとのことですが、関連する既存条例との関係性について、例えば、こういうところというような話がもし出ていたのであれば、構成イメージを考える上での参考になることもあると思うので、教えていただければと思います。

○事務局（松原推進担当課長） 福祉のまちづくり推進会議の中では、具体的な条文や条例の中身についてのご意見があったわけではなく、福祉のまちづくり条例のほか、いろいろと条例がある中、今回の共生社会推進条例は理念条例だとは思いますが、どういう位置づけになるのかというご質問でした。

我々としては上位規範となるのかなと思っております、そういったことについて先ほどの条文の中で説明することになるのかなと思っております。

○梶井座長 ご質問に絞ってほかに何かあればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○宮入委員 条例イメージのところですか。

この条例自体が理念法ですので、細かい具体的なことを示すわけではないと思うのですが、ご紹介頂いた他の自治体の例をみると、基本施策の中にどこまで書き込むのか、どこまでを具体的な責務とするのかは検討の余地があると思われました。

例えば、江戸川区のともに生きるまちを目指す条例には「検証する」という文言が含まれています。また、共生社会実現の進捗状況を定期的に検証するような場を設定すると謳って、協議会を設置した自治体もあるようです。このように条例の制定後に定期的に検証して次の段階に活かしていくということは検討されているのでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） 基本的施策について、まさに前回の会議で皆さんからメインにご意見をいただいたところですが、今のご質問はそれを検証していくシステムについてのことだったかと思えます。

我々としては、今日もご意見をいただき、条例の中身を検討していくことになりませんが、資料2の5ページでは(10)の推進体制、財政措置に関することなどの中に推進していくための庁内体制、それから、附属機関の設置を記載しております。

この附属機関というのが先ほど委員からもお話をいただいた外部の検討委員会というイメージで、そうしたものを設置する必要があるのではないかなと漠然と考えております。

○梶井座長 今、江戸川区のものには検証という言葉が入っているというご指摘がありま

したけれども、資料3を見ますと、例えば、山梨県のものには差別的取扱い等の禁止がありまして、自治体による違いが興味深いと思いました。そのまちの特性に合わせ、札幌市ならではの共生社会を目指していくためにどういう文言を入れるのか、どういう構成にするのかということになろうかと思えます。

それではほかにご質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 また疑問が湧いたときにはおっしゃっていただくことにします。

先ほどは具体的に前回のお話で出たキーワードなどを説明していただいたわけですが、それら全てを条例に盛り込むことはできないので、その中から、特にこういうものを、もしくは、新たにこうしたものを入れてほしいなど、どういう文言を入れ込んだらいいか、どういうスタイルが望ましいかという側面から、今度は構築するという方向でのご意見を皆様からいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

ここは肝になるところで、次回は骨子が出るということですので、今日いろいろと書いていただいて、骨子にぜひこれを入れてくれと、もしくは、こういうスタイルにしてほしいということがあればお願いします。

○山口委員 しゃべりたいことを四つにまとめてきましたので、それをお話しします。

9の基本的施策のところ載っていたかなと思うのですが、子どもも分かるような言葉で条例を書くということに私は大賛成です。

やさしい日本語は、外国の人でも分かりやすいでしょうし、学習障がいのある人にも分かりやすいです。また、私は、音で言葉を理解するので、音読みだけの法律用語は理解するのが非常に難解でして、そういう意味でもすばらしいと思いました。

それから、海外でも様々な人から理解できるやさしい言葉を使うということがどんどん導入されてきているという話を聞きます。ですから、まず、このことに賛成したいと思います。

二つ目は、マイノリティー同士がつながっていくことについてです。

これは前回あまり言及できてなかったと思うので、その視点を入れていただけたらなと思いました。

マイノリティー同士もつながりを持つ機会が実は少ないと思っていて、マイノリティーとしての私の生きにくさは、外国人、アイヌの人たち、子ども、高齢者、LGBTQの人々と共通することがたくさんあるはずで、例えば、先ほどお話した日本語が難しいという問題など、共通の問題を持つ人が繋がれば、問題の解決が早まるのではないかと思います。

それから、マイノリティー同士で協力し合うことが共生社会を加速させるのではないかと思います。例えば、こうしたマイノリティー同士のつながりができると、私が外国の人の会話を助けることができるかもしれません。また、外国の人は私の見えないものを見てくれるかもしれません。そうしてノウハウが積み上がっていき、一方的に助けられるとい

う状況ではなく、マイノリティー同士が助け合うという循環が生まれていくことによって、私は外国の人と日本語を母国語とする人をつなぐかけ橋になれるかもしれないですし、外国の人は見える人や世界と私を結ぶかけ橋になるかもしれません。私を中心に話しましたけれども、そういう循環ができるのではないかとイメージしています。

マイノリティー同士が知り合うことによって、自分たちが一番に優遇されたいというような対立さえなくなっていき、調和へと向かうのではないかなとイメージします。ですから、マイノリティー同士のつながりを意識していただけたらうれしいです。

三つ目は、6の基本理念に次の考え方とキーワードを加えていただけたらということです。

自分の中のマイノリティー性を発見し、それによる共感という考え方です。自分と共通点があると思うことから心の距離が縮まると私は思うのです。全ての側面において、マジョリティーであり続けられる人はいないと私は思っていて、逆に全てがマジョリティーである人がいたら、それゆえにマイノリティーとなるのです。自分のマイノリティー性を受け入れて、そこから共感していく、これを基本理念に盛り込むことはできませんでしょうか。

自分がマイノリティーであることを認めるのは、多分、恐ろしいと思うのです。特に同じであることをよしとする日本で育ってしまうと、常に強いマジョリティーでいたいと思いたくなるのです。その恐怖を乗り越えることが共生社会の一員となる第一歩ではないかと私は考えています。

最後に、4点目ですが、2の前文に関係することで、共生や共生社会の定義についてです。ちょっとスケールが大きくなってしまふかもしれないのですけれども、こう考えるといいなと思っていることがあります。

私たちは地球という一つの天体の上に生きていて、自然とも動物とも、そして、人々とも共に生きています。どこかに偏りや負担がある世界ではなく、全てのバランスが、調和が取れたよい状態を目指すことを目標の一つにできたらすばらしいなと思っています。

マジョリティーがマイノリティーか、どちらかが幸福ではなく、両方が幸福な社会を目指せたらいいのではないかと考えました。

○梶井座長 四つの大きな点についてご提示をいただきました。

ほかありませんか。

○牧野委員 ユニバーサルデザイン有限会社環工房の牧野と申します。

第1回を欠席しておりましたので、ちょっとよく分かってないところもあるのですが、議事録などを見せていただきました。今回も説明を丁寧にしていただいた中でいろいろなところにキーワードがちりばめられているのですが、その中で子どもという言葉が幾つか入っております。

私も子どもたちの福祉事業で小学校や中学校に呼んでいただいて、お話をしている、つくづく感じるのは、子どもは純粋だということです。自分の感覚で考えたことや感じたこ

とをすぐ行動に移してくれるのですが、これは大人にはないことだと思いました。

知らないでいることや親から刷り込まれたことが自分の今の理解になっているところが多くて、間違っただけで刷り込まれていたり、よかれと思ってやっていることが逆にバリアになっていたりということもたくさんあるのです。

私の年代は、ある意味、障がいのある人をはじめ、自分とは違う誰かは、隔離するといいますが、特別なものという認識で育ってきたのです。そのひずみが来ているといいますが、その認識のまま来て、そういう方をどうお手伝いしていいのかわからないという人がまだたくさんいるような気がするのです。

環境を変える、意識を変えるというのは簡単にはできないことで、すごく時間がかかることだと思っているのです。だから、子どもの頃から、そうした意識や気づき、自分とは違う誰かに対する思いやりのほか、想像して行動するということがすごく大事ではないのかなと思っています。子どもたちへのそうした教育にすごく力を入れていただききたいと思います。

そして、私も中途障がいなのですが、障がいを持ってから、車椅子の生活になってからとその前を比べると、個人そのものは変わってないのですが、やはり、できることとできないことが大きく変わりました。

そうした中で、障がいのある人たちの就労について、できることを私も考えて活動しているのですが、働きたくても働けない人たちがたくさんいるのです。例えば、車椅子の人が仕事に就きたいと思っても、その環境が会社になく、例えば、バリアフリートイレがないから仕事が見つけられないということもあります。そして、障害者差別解消法のほか、障害者雇用に関する意識を持ってもらうための努力もあるのですが、実際はなかなか伴っておらず、難しいなと思うところがたくさんあります。企業のトップの人の意識として、こういうふうにしていこうということがあれば、会社全体の意識も変わっていくけれども、そこまではやらなくてもいいのではないかと、うちはそこまでやる気がないというところなどはなかなか進んでいかないので、今回の共生社会の推進のためには、障がいのある人たちだけではなく、多様性が強みとなる社会というキーワードもありましたけれども、それを生かせるための社会、働く場所をつくれることが何かの施策としてあればいいな、そこに力を入れていただきたいですし、リーダーの育成ということも入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○柳谷委員 さっぽろレインボープライド実行委員会の柳谷といいます。

1 回目の資料にも L G B T に関することや性的マイノリティーに関するものもあったのですが、ほかの自治体の条例では家族の形という表現があるものがありましたよね。今、L G B T Q の人たちは、同性同士でも子育てしている方がおりますし、小学校や中学校のお子さんを同性のゲイのカップルやレズビアンのカップルで子育てしている方もいます。しかし、授業参観や家族が関わることのある運動会などでカミングアウトしづらい状況が

ありますし、カミングアウトをしないで学校と関わっている人たちも多くいるのかなと思うので、そういったことも含めてもらえたらうれしいです。

また、山梨県の条例は、差別的取扱いの禁止、また、教育に関わる者の責務ということで、結構はっきりと文言入れてつくられているかなと思うのですね。最近、LGBTの理解増進法ができて、言葉としてはLGBTQという言葉の認知は広がっていると思うのですが、実際、当事者が何で生きづらいのかや差別の現状がまだまだ見えづらいところがあって、学校や職場で本当に多くの当事者がカミングアウトできないということがあります。また、トランスジェンダーであるということで職場を解雇されてしまったり、就職を断られてしまったり、そういったことが本当にたくさんあるのに、それが表に出てきづらい現状があるのですね。

ですから、みんなで共生していきましょうというような表現をたくさん使うことがすごく大事だと思う一方、差別をなくす意味合いで、こういったことは禁止しますというような文章を入れていただけたらすごくいいのかなと思いました。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○牧野委員 言い忘れたことがありました。ユニバーサルの推進の中ではほかの都市の例も挙げていただいているのですが、札幌ならではということです。

札幌といえば、やはり雪国です。雪国だからこそ楽しめることもありますけれども、その逆に、ハンデのある人にとってはとても大変な季節でもあるわけです。これはハード面だけでは厳しいところがありますので、雪国での共生社会の実現のためにはどのようなことをしたらいいかも織り込んでいただけたらよろしいかと思います。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○池田委員 池田といいます。前回お休みをしましたけれども、書面でご意見をさせていただいたのですね。そのことについても載せていただいているのですけれども、改めて同じようなことを申し上げます。

私は伝えたかったのは協働ということについてです。まず、知るということが一つの大事なことで、その視点からの様々な取組が、また、他の自治体のものでもそういった文言があるのですけれども、一緒に何かをつくるということはあまりないのかなと思いました。しかし、共に何かをつくって成果を得ることが必要な存在という認知につながりますので、非常に大事なことだろうと思っています。

私は、精神障がいのリハビリテーションのほか、認知症高齢者にも関わっておりますけれども、特に精神の障がいというのは差別的な偏見を受けやすいという特徴があるのですね。そうしたことから共同創造というものの重要性が最近では増していきまして、その考え方が大事だと考えられてきています。

というのは、一緒に何かをしますと、この人も自分にとって必要な人なのだという認識につながるのです。それは知ることにともつながるのですが、それ以上の関係性をもたらすとも思いますので、その視点からぜひ入れていただきたいなと思っています。「協働」

と「共同」はどちらの文字を使うのかがありますが、いずれにせよ共に働いて、共に創るような表現があるとよりいい条例になるのではないかなと認識しております。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○道下委員 道下淳子です。よろしく願いいたします。

これを見ますと、現状に対しての課題などは見えてきたのですけれども、10年後、20年後、札幌市はどうなっていたいのだろうかというゴールが見えてきませんでした。前回は言わせていただいたのですが、つくって終わりではなく、その後、それをどう生かしていくかが大事ですし、明確にどうなっていってほしいのかが具体的にあると、みんなで一緒にそこを目指していけるのかなという気がしました。

そして、入れていただきたいなと思う言葉としましては、みんなが笑顔で過ごせる社会であってほしいということのほか、何度も皆さんが言われているように、子どもが分かりやすいような言葉というのはもちろん、誰もが自己実現できる世の中であってほしいということにもこだわってほしいなと思います。

誰かが犠牲になるのではなく、みんなが平等で、それぞれが最期を迎えるとき、自分の存在意義を示せるといいますか、そうしたことが自己実現できる世の中であってほしいなとすごく思います。そのためには、他人に興味を持って理解を示し、他者とつながれる世の中である必要があるのではないのかなと思いました。

また、言葉だけでは分かりづらいので、目的など、いろいろな項目があるのですが、それに一つずつ、ピクトグラムみたいなものやアイコンみたいなものなど、イメージしやすいものがあれば興味を示せて、そこからイメージも膨らむと思います。言葉だけではすとんと落ちないものでも、絵柄なんかがあれば、それぞれの中で考えるきっかけにもなるのではないかと思います。

特に分かりやすい言葉で伝えてもらいたいなと思っているのは目的です。また、市民、事業者の役割でして、ここは特に分かりやすい言葉にこだわっていただきたいなと思います。これを読んで、また、前回のお話も聞いている中で思ったのは、条例のタイトルやサブタイトルのことです。東京オリンピックのとき、キャラクターを一般公募しましたよね。その公募があったとき、私の子どもは小学生だったのですけれども、こんなものがあったよ、あんなものがあったよと食卓で話すきっかけになったのです。ですから、そういうように、条例のサブタイトルやテーマなどを公募してほしいなと思います。そうすると、他人ごとではなく、自分たちも参加した条例なのだとなり、見方も変わってくるでしょうし、興味関心やその後の授業に取り入れていきやすくなり、継続していけるのかなと思いました。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○相内委員 まとめられないまましゃべることになってしまうかもしれませんが、アンコンシャスバイアスといって、無意識の差別は誰でも持ち得てしまうものだという気づきを与えるような内容が欲しいなと思っていました。もちろん、内容が内容なので、後ろ向き

書き方は絶対にしてほしくないのですけれども、誰でもその偏見を持っています。しかも、それが無意識なのです。共生社会を目指している人たちであっても無意識な偏見を持ってしまうということがあると思っています。

私は、仕事で支援を要する方への支援をやらせていただくことが多いのですけれども、いわゆる福祉に従事する人たち、そこには僕も含まれるわけですが、福祉の側に立っていることでより気づきにくい状態になっているといたしますか、支援する側にいるからこそ、まさか自分たちの言動が差別的な偏見がちょっと混じったような話をしているとっていない方が多いですし、先ほど牧野委員のお話の中でもすごくいいなと思ったのは組織のトップを育てる必要があるということです。

もちろん、そういうところに触れていない方に啓発するのも大事ですし、社会貢献に力を入れている方々の中でも、あれっと思うような、どきっとするようなことを言う方が結構いらっしゃるのです。あれも本当に悪意はないと思うのです。あれは完全にアンコンシャスバイアスで、まさに無意識で持ってしまったバイアスなのだと思うのです。ただ、持っただけでいいからという風に気づくことが必要なのです。

最近だとマイクロアグレッションという言葉も出てきていますが、時と場合と関係性によっては差別的な発言になってしまうかもしれないという意識を持っておくことだけでもいろいろなことが避けることができると思うのです。

話はそれてしまいましたが、マイクロアグレッションという言葉も最近は独り歩きしていて嫌だなと思うのですけれども、そうした言葉が出てきたら、今度は白か黒かみたいな議論がネットであって、これはそうで、これは違うというような感じになっていて、ああ、また言葉に縛られてしまっているなと思ったのです。でも、そうではなく、時と場合と関係性によって変わるのです。アンコンシャスバイアスという無意識の偏見があって、もしかしたら人に嫌な思いをさせてしまうこともあるかもしれないから意識していこうね、もしそうなってしまったら、そういうつもりなかったのだよ、申し訳ないと伝えればいいよという話なのです。でも、無意識の偏見を持ってしまうからこそというような前向きな言葉が、これは条文なのか、条文以外のところの補足なのかは分からないのですけれども、盛り込めたらいいなと思っています。

先ほど山口委員がお話しされていた誰でもマイノリティーになり得るということもそうで、なり得るといいますか、マイノリティー部分を持っているということですよ。無意識の偏見に気づくと、そういうことにも気づきやすくなるのかなと思いました。

また、無意識の偏見を持ちやすくなってしまうというのは、まさに、前回、座長がおっしゃってくださいましたが、子どもにこそ、子どもの時期にこそ伝えたいと思っています。条例という性質上、条文に入れ込むのは難しいのかもしれませんが、アンコンシャスバイアスだけではなく、未来を担う子どもたちに向けた文章をどこかに設けたいのです。条例なので、みんなが受け止めてくださいねということなのですけれども、大人の偏見を君たちが是正してくれみたいなメッセージを入れられたなと思います。

だって、年を取れば取るほど、どう頑張ったってアンコンシャスバイアスが増えていくので、子どもたちにこそ、それは子どもたちにおんぶに抱っこというわけではありませんが、あなたたちこそ希望なのだというようなメッセージが、条文ではなくてもいいのですけれども、どこかに入れたらなと考えました。

○梶井座長 ほかにありますか。

○佐藤委員 社会福祉協議会の佐藤です。

全体の構成についてですけれども、目的と基本理念がありますよね。ほかの都市を見るとあたりなかつたりしていますが、この案には両方があって、いいなと思いました。やはり、条例がつくられた目的を、そして、そこに向かうために自分たちは何を思いながら条例を進めていけばいいのかを最初に押さえられるので、すごくいいなと思って見ておりました。

また、基本理念についてです。基本理念はすっと入ってこないとずっと流れたままになってしまうのです。この条例はどういうものだったかと思って見たとき、最初に基本理念を読みますけど、次に読み返すときには基本理念は見ないと思うのですよ。細かいところはどうだったかなという感じでしか見ないと思うので、基本理念はすっと中に入ってくるような簡潔な文章で意味深いものを書いていただきたいなと思いました。

キーワードのところを見ると書きたいことがすごく盛りだくさんかなとは思いますが、何か表題をつけるとか、インパクトのあるものが入ってくるようなものかというのを感じました。

そして、言葉の使い方です。これは全体的に言えることかもしれないのですが、他都市のものをを見ると、何々しなければならぬという言葉遣いをしているところがあります。しかし、何々をしなければならぬとなると強制されているような、威圧感のある硬い条例になってしまうかなと思いますので、「何々とする」といいますか「こうありましょう」というような言葉を使っていた方が入りやすいかなと思います。

山口委員も分かりやすい言葉でということをおっしゃっていましたが、法律用語だらけではない、威圧的ではない条例になればいいなと思います。

また、市の責務についてです。市の責務とは、市の役割ということで、市がやっている事業は全て含むことになるのですよね。

その上で、市民の役割と事業者の役割ですけれども、ここを割と細かくつくっていただきたいなと思っています。大ざっぱにしますとぼやとしてしまい、結局、自分たちは何をやらなければいけないのか、何をしたらいいのか、どこに気をつけたらいいのかもぼやとしてしまい、通り過ぎて読んで終わってしまうかなという気がするのです。そして、読み終わった後、自分たちは何をしたらいいのかインパクトなく終わってしまうかなと思うので、みんなが理解しやすいよう、細かく書いていただきたいです。

このように細かく書くのは、役割ではなく、施策のほうになりますか。どちらでもいいのですけれども、事業者や市民が理解でき、すっと落ちるようにしていただきたいという

ことです。

そして、市民の役割です。先ほども協働が必要だということをおっしゃられていましたとおり、支援を受ける方々は何かで支援を受けなければならないかもしれないけれども、その方たちにも支援できることがたくさんあると思うのです。高齢者や障がい者、LGBTの方など、いろいろなカテゴリーの書き方があると思うのですけれども、その方たちもそれぞれ支援することはしようよということです。書き方はちょっと難しいかなとは思いますが、お互いなのだよということが分かるようにしてもらいのです。

特に障がいがなく生活している方でも支援できない方が中にはいらっしゃるかもしれないし、支援できる、支援できないということについてはいろいろな環境もあると思うので、みんなが公平にできることをするといいですか、協力して共生社会をつくっていくのだということを意識できるような役割にしていきたいなと思いました。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○浅香委員 皆さんはお話がうまいので、何をしゃべればいいのか分からなくなってきてはいますが、私が一つ思うのは、先行してつくられたところの条文を斜め読みさせてもらいますと、本当に未来に明るい条文になっていて、大変結構だなと思いました。でも、そうした条例をなぜつくるかという背景があまり書かれていなかったような気がしました。佐藤委員がおっしゃったようなことも含め、ずっと入っていかないような気がしたのです。

ですから、この条例は、障がい者も含めたマイノリティーを守るための条例ではなく、一緒に生活していくのだよということも含めた歴史的背景も少し入れたほうがいいのかなと感じました。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○宮入委員 先ほどの質問にも関連するのですが、前回の意見の⑭の持続的に話す場をつくり、つながりをつくっていくような仕組みづくりが大切だということと関係するのですが、つくっただけでは終わらず、検証したり、市民や当事者の評価を受けたりする仕組みをつくるということを入れたほうがいいのではないかなと思いました。

条例を制定したのちに3年や5年おきに意見を聞く場を設けるということが具体的にあって、その上で、次の5年に向けての重点項目や基本項目を考えるということになれば、声を出しにくい人たちの声も聞けるようになるのかなと思います。

マイノリティーと呼ばれるような人たちのように、意見を発しにくい人たちの声をしっかりと拾っていくという仕組みがあったほうがいいのではないかなと思います。例えば、市民の声を聞くといったとき、外国人住民の意見も日本人ほど簡単に集めることは難しいと思います。そういった方々に定期的に評価を受け、検証する場を仕組みとして持つことで、共生社会の進展に向けた市民間のやり取りが担保されるのではないのでしょうか。そうしたことが重要だと思います。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○牧野委員 皆さんの話を聞いていて思ったのですけれども、2040年には札幌市も高齢者の割合が約4割になると言われていますよね。高齢者もそうですけれども、ハンデのある人や多様性のある人たちもひっくるめて、共通して言えるのは孤独を感じさせない社会が大切だということだと思っております。

必ずしもハンデのある人や支援の必要な人ではなく、生きてると必ずどこかで壁にぶち当たったり困り事が起きたりしますよね。ですから、特別な人のための共生社会ではなく、全ての人に当てはまることで、何かがあったとき、困ったことを解決してくださるような機関につながるができる、自分が困ってつらいときに聞いてもらえるところがある、助けてくれる人が周りにいるなど、それが本当の意味での共生社会のような気がするのです。

高齢になってくると、ひとりになりがちで、孤独を感じてしまうということもあると思いますし、けがをしたり病気をしたりしたときには孤独を感じますよね。あるいは、先ほどありましたけれども、精神障がいのある方もともすれば自分で孤独を感じてしまい、悪いように考えて、結果も悪いほうに行ってしまうこともあると思うのです。このように、孤独を感じるというのは人間にとって一番つらいことではないかなと思います。

ですから、理念の中に孤独を感じさせない社会をつくるというような文言があれば、全部に当てはまるような気がします。

○梶井座長 皆様、ありがとうございます。

高齢社会というのは本当に大事な視点だと思います。2040年には5人に1人は認知症となるということも推測されていて、みんなが本当に何らかの困難を抱えるということが見えてきました。ですから、共生社会というのは、今おっしゃられたように、全ての人に当てはまってくるということが高齢社会というキーワードで見るとよく分かってきたのではないかと思います。

その意味では、マジョリティーとかマイノリティーとか、そういう区別すらも無意味になっていくのではないかなと思うのです。みんなが何らかの形でマイノリティーになるという社会が来るのではないかということです。

皆さんからいろいろなご意見をいただいたのですけれども、全てを包括できるような、そして、誰もがアプローチしやすいような条例にしていきたい、それはどういう形かを議論していきたいなと思いました。

個別のことにはまり込むとなかなか難しいのです。そして、これからまた皆さんにご意見をいただきますけれども、展開プログラムを見ると、本当に細かいといいますか、全ての施策が共生社会にひもづいているということがすごくよく分かります。個別的に焦点化した取組みは展開プログラムの方でさらに極めていただいて、それを支えるような上位概念の理念法というものにこの条例はなっていくのではないかと、そういうことで精査していくことになろうかと思っております。

山口委員のほか、牧野委員もおっしゃいましたけれども、子どもというキーワードを随

分とおっしゃってくださったわけですが、前文は、私たちが目指す共生社会とはこういう社会ですよとするといいますか、子どもたちが、ああ、そうかと分かるといいますか、こういう共生社会を目指し、そのために一人一人が努力し、構築していくのだということが分かるような前文にしていきたいですね。そうなりますと、いろいろな人がアプローチしやすい導入部分になるのかなと感じたところです。

いろいろなご意見があり、ちょっと決め切れないというところではありますけれども、次の段階に議論を進め、言い忘れたことがあれば何うというようにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(挙手あり)

池田委員、お願いします。

○池田委員 今、梶井座長の言われたことはそうだなと思いますし、牧野委員の孤独を防ぐということも本当にそうだなと思いました。

共通する言い方として、結構よく言われるのですが、つながりという言葉です。これは子どもにも分かりますので、いいのではないかなと思ったものですから発言させていただきました。

いろいろな立場の市民がいますが、そうした人たちがつながっていく、つながりを得ていくというような表現だといいいのかなということです。

○梶井座長 ありがとうございます。

まさにつながりがなければ孤独を感じてしまうということですが、そういうことも含め、もう少し文言を整理させていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

資料5、資料6に基づき、ユニバーサル展開プログラムについて説明していただきたいと思います。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、資料5、資料6に基づきまして、ユニバーサル展開プログラムの案についてご説明をさせていただければと思います。

ユニバーサル展開プログラムにつきましては、令和5年10月に策定されました第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの戦略編に位置づけられましたユニバーサル（共生）プロジェクトに掲げる施策を確実に遂行していくために策定するものです。

前回、展開プログラムの位置づけ等が少し分かりにくいというようご指摘もあったかと思いますが、ちょっと駆け足になるかもしれませんが、概要をご説明させていただければと思います。

なお、展開プログラムにつきましては、本日、皆様のご意見を頂戴した上で、年末年始をまたぎまして、市役所内での議論や議会議論を進めていく予定です。その結果を次回の3月の検討委員会にご報告させていただき、パブリックコメントを実施した上で来年5月頃の策定を見込んでおります。

前回ご説明した簡易スケジュールでは3月末頃の策定と書かせていただいたのですけれ

ども、この点につきましてご了承をいただければと思います。

それでは、お手元に資料5の概要版と資料6の本書を配付させていただいておりますけれども、資料5でご説明させていただければと思いますので、ご覧ください。

まず、左上の1のはじめに、策定の背景です。

(1)の札幌市が抱える主な課題ですが、高齢者人口の増加をはじめとするユニバーサル関係分野の課題と主なものを七つ記載させていただいております。詳細な説明につきましては、前回の第1回検討委員会とも重複しますので、ここでは割愛させていただきますけれども、資料6の本書では、これらの課題が単独で存在するのではなく、それぞれが絡み合っ、複雑化、複合化しているという認識を述べております。

それから、本書の5ページの下段になるのですけれども、課題の解決等に当たりましては、これも前回にご意見をいただきましたが、障がいには、物理的、制度的、それから、文化、情報面及び意識上の社会的障壁があり、これを取り除くのは社会の責務だという障がいの社会モデルの考え方を踏まえて取り組んでいくという考えを特記しています。

続きまして、概要版に目を戻していただきまして、(2)の札幌市の動きです。

改めての確認となりますけれども、札幌市では第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのビジョン編を令和4年10月に策定し、まちづくりの重要概念として、ユニバーサル(共生)を位置づけ、共生社会の実現を目指すとしておりまして、今年10月には、同ビジョンの戦略編を策定しております。その中では、分野横断的に取り組む施策として、ユニバーサル(共生)プロジェクトを設定しております。

ユニバーサルプロジェクトでは、右に記載のとおり、障壁、バリアを取り除くとともに、全ての人の利便性の向上に向けた取組の推進とありまして、プロジェクトの3本柱を設定しております。これは、先ほどご紹介させていただいた障がいの社会モデルの考え方を踏まえて設定したもので、詳細は後ほどご説明させていただきますけれども、札幌市ではユニバーサル関係施策に重点的に取り組んでいくこととしております。

続きまして、2の策定の趣旨に移ります。

ユニバーサル関係施策は、先ほどからお話のとおり、障がい、性別、高齢者、子ども、国籍、民族など、本当に多岐にわたるテーマにわたっておりまして、それぞれのテーマに関する個別計画等に基づき、現在、各所管部局で取組を進めているところです。

共生社会の実現に向けましては、これらの施策の一つ一つを着実に進めていくことはもとより、複雑かつ高度化する課題の解決を図るという観点から、施策の全体像を把握し、施策間の連携を進めて総合的・計画的に取組を進めていく必要があると考えています。

そこで、戦略ビジョンの計画期間の終期である2031年度を見据えつつ、戦略編のユニバーサルプロジェクトの関係施策を確実に遂行していくためのツールとして本展開プログラムを策定する考えです。

続きまして、3の展開プログラムの位置づけ・構成です。

展開プログラムの位置づけとしては、戦略編のユニバーサルプロジェクトのほか、つい

先日に策定されましたけれども、札幌市全体の個別事業まとめた計画であるアクションプラン2023、それから、その他の関連計画と一体となって共生社会の実現を目指していくものと位置づけたいと考えております。

また、その構成といたしましては、その下の(2)に記載のとおり、第1章で策定の趣旨や位置づけ、第2章では、令和9年度、2027年度まで実施する政策的事業の一覧と内容を整理し、第3章でユニバーサル推進体制、進捗管理、施策間の連携、市民、事業者との協働の施策展開等を記載します。

これをまとめると、この展開プログラムの策定目的は3点となります。

まず、1点目は、アクションプラン2023で、例えば、バリアフリー基本構想や障がい者プラン、多文化共生・国際交流基本方針等に基づく既存の施策分野ごとに整理、分類された事業を障がいの社会モデルの考え方を踏まえたユニバーサルプロジェクトの3本柱の横軸でもって再整理し、そのことを通じて、直近で市が政策的に行うこととした全てのユニバーサル関係施策を一冊にまとめ、その全体像が見える化するということです。

2点目は、後ほどご説明するのですが、ユニバーサルデザインという考え方、それから、先ほど来お話が出ております心のバリアフリーなど、各施策の展開に当たって大切にすべき考え方を整理し、明示するということです。

3点目は、今後の施策間連携、市民、事業者との協働の促進、施策の進捗管理を適切に行っていくということで、常に施策全体のスパイラルアップを図っていくという考え方を正式に位置づけるということです。

本展開プログラムは大きくこの3点を実現するためのユニバーサル施策の地図であり、羅針盤として策定するものをご理解をいただければと思います。

続きまして、右側から2ページの左側まで続きます第2章の令和9年度(2027年度)までに実施する個別事業です。

展開プログラムでは、アクションプラン2023に掲載済みの政策的事業のうち、戦略編のユニバーサルプロジェクトと各施策にひもづく事業、計203事業を一覧化して整理する考えです。

改めて、資料の左下の図をご覧ください。

札幌市では、2031年度をターゲットとして戦略ビジョンを策定した上で、具体的な個別事業については、これを前期と後期に分け、まずは2027年度までの前期に実施する事業をアクションプラン2023として整理しています。そのため、展開プログラムも、これに連動する形で、まずは2027年度までの事業が掲載することを想定しております。

何度も行き来して恐縮ですけれども、また右上のほうに目を戻していただければと思います。

その上で、令和10年度、2028年度以降の後期の事業についてですが、次期のアクションプラン、中期実施計画の策定によって確定させていくこととなりますので、それに合わせ、本展開プログラムを改訂し、再整理する予定です。

それでは、以下、具体的な内容として、各施策にひもづく主な事業をご紹介します。

まず、プロジェクトの3本柱の一つ目となりますが、誰もが円滑に移動することができ、快適に利用できる施設などの整備～移動経路・建築物～についてです。

戦略ビジョン上では五つの施策が設定されております。そのうち、1点目の札幌市バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区内、これは都心部や地下鉄駅、JR駅の周辺地区ですが、そうした重点整備地区内の生活関連道路や主要公園のトイレ、園路、駐車場のバリアフリー化を推進します。

その下に個別の具体の事業名が書いてありますが、安全・安心な道路環境の整備事業、安全・安心な公園再整備事業で道路の段差の改修や公園トイレのバリアフリートイレへの更新などを進めていきたいと思っております。

次に、二つ目の施策は、中小規模の飲食店、診療所等のほか、宿泊施設のバリアフリー改修等への支援を行うなど、民間建築物のバリアフリー化を促進しますというものです。

こちらは、民間公共的施設バリアフリー補助事業、宿泊施設バリアフリー化推進事業等によりまして、民間の飲食店等の出入口の段差解消への補助、そして、ホテルのバリアフリー客室整備への補助を進めていきたいと考えています。

次に、三つ目の施策は、公共施設バリアフリー化促進事業や学校施設バリアフリー化整備事業などによりまして、区役所のバリアフリートイレ内の設備の充実、学校へのエレベーターの設置などを進めていきたいと考えています。

次に、四つ目の施策は、500㎡未満の小規模の民間建築物や市有建築物について、建築主などがより対応しやすいバリアフリー化の整備基準を設定しますというのですが、福祉のまちづくり推進事業の中で整備基準の改正に関する対応を進めていく考えです。

三つ目の施策は、長いので省略しますが、こちらでは地下施設バリアフリー化推進事業、地下鉄駅旅客用トイレ改良事業、地域公共交通利用環境改善事業などによりまして、地下鉄駅へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入への補助等を進めてまいります。

続きまして、2ページの左上をご覧ください。

プロジェクトの3本柱の二つ目となります。

当事者への支援と情報発信の充実～制度・情報～についてです。

こちらは、1から3の三つの施策が設定されています。

まず、一つ目の社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援や障がい特性に応じたコミュニケーション支援など、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等に応じたサービスや制度を充実させますというものです。

この施策では、外国人を対象とした多文化共生推進事業や性的マイノリティー支援事業、認知症地域支援推進事業など、当事者を支援する取組を進めていきます。

ここで資料6の本書の28ページ、29ページをご覧ください。

今ほどご紹介した概要版には、法律の制定等を通じ、近年、共生社会の文脈で注目度が高いテーマの事業を抽出し、記載させていただいておりますけれども、前回会議、そして、今回の会議でもご意見をいただきましたとおり、我々としては困難や生きづらさを抱える方々というのは概要版に記載の当事者に限られるものではないと考えています。本書版に記載のとおり、そのテーマや当事者は非常に多岐にわたっています。今回の展開プログラムでは、こうしたことを見える化することで、札幌市が目指す共生社会とは何か、それから、誰もが当事者になり得る、当事者であるという考え方を示すとともに、今後の施策間連携や官民連携などの取組の推進につなげていきたいと考えております。

それでは、概要版に戻っていただきまして、3本柱の②の2の災害時等の対応の施策についてです。

この施策では、要配慮者避難支援対策事業などによりまして、災害時の避難に特に支援を要する方の名簿の作成や支援体制の構築等を進めてまいります。

次に、三つ目の施策では、ユニバーサル推進事業や観光客受入環境整備事業などによりまして、障がいや高齢など、何らかの理由で移動にためらいのある方々が快適にストレスなく移動を楽しめるサービスの実現を産学官で目指す「Universal MaaS」の取組、観光案内サインのユニバーサルデザイン化や多言語化を進めていきたいというものです。

最後に、プロジェクトの三本柱の③になりますが、心のバリアフリーの浸透と誰もが自分らしく活躍できる環境の整備～意識～です。

こちら三つの施策を戦略編で設定しております。

一つ目の施策では、学校において子どもの多様性を尊重した学びを実践していくことといたしまして、「人間尊重の教育」推進事業、人権啓発事業、アイヌ伝統文化振興事業などによりまして、多様性の尊重に向けた各種取組を進めてまいります。

二つ目の施策では、男女がともに活躍できる環境づくり応援事業などによりまして、個々のライフスタイル等に応じた多様な働き方が可能な環境の整備に向けた取組などを進めてまいります。

三つ目の施策では、障がい者向け文化芸術体験事業や障がい者スポーツ普及促進事業などによりまして、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツや文化芸術を楽しめる環境の整備などを進めていきます。

関係事業のご説明は以上となります。

最後に、資料の右側に移っていただきまして、各事業を展開していくための推進体制や大切な考え方等をまとめました第3章になりますユニバーサル関係施策の推進に当たってについてです。

まず、1のユニバーサル推進体制です。

こちらは本年9月に設置済みですが、市長を本部長、それから、副市長を副本部長、局長級を本部員とする市役所の庁内組織であります札幌市ユニバーサル推進本部の枠組みを活用し、ユニバーサル関係施策を庁内横断的に推進していきたいと考えております。

次に、2の進捗管理についてです。

ユニバーサル関係施策につきましては、効果検証を適切に実施していく必要があり、施策の改善、向上、スパイラルアップを永続的に図っていくことが必要であると考えております。

そこで、進捗管理につきましては、戦略編やアクションプラン2023のユニバーサルプロジェクトの進捗管理ともきちんと連動させながら、施策間の連携、それから、市民、事業者との協働の状況を随時把握した上で、先ほどの札幌市ユニバーサル推進本部の枠組みを通じ、また、外部の有識者の意見なども適宜取り入れつつ、毎年度、施策の効果を検証していきたいと考えております。

次に、3の施策間の連携の促進についてです。

多岐にわたるユニバーサル関係施策の推進に当たりましては、まず、職員研修等を通じて市職員の共生社会の実現に向けた意識の向上を図っていきたくと思っています。また、本展開プログラムを活用しながら、関係施策・事業の全体像を市役所全体で共有した上で施策間の連携を強く意識し、施策効果の最大化を目指していきたいと考えております。

次に、4の市民、事業者との協働による施策展開についてです。

行政課題が複雑化、多様化する中で行政だけで課題の解決を図ることは一層困難になっており、施策の展開に当たっては市民、事業者との協働の視点が大変重要と考えております。

前回の会議でも各主体の連携の重要性についてご意見をいただきましたけれども、ユニバーサル関係施策につきましても、今後は、市民、事業者、行政が異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、各主体が同じ方向性の下で協働し合いながらそれぞれ取組を進めていくため、令和6年度、2024年度以降に市役所内で設置する予定としておりますけれども、官民連携窓口の活用等を通じ、市民、事業者との協働の視点を特に意識しながら関係施策を展開していきたいと考えております。

次に、5のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進についてです。

ユニバーサルデザインは、文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異のほか、障がい、能力を問わずに利用できるよう配慮された設計、デザインを指すということですが、ユニバーサルデザインの考え方は共生社会の実現を目指す上で欠くことができないものであると考えております。

計画の初期段階から様々な利用当事者の声を積極的に聴取する機会を設けながら、ハード、ソフトの両面においてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取組を強化していきたいと考えております。

最後に、6の心のバリアフリーの普及を意識した施策の推進についてです。

ユニバーサル関係施策につきましては、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを指す、心のバリアフリーを全ての市民が正しく理解しつつ、お互いに支え合っていくということが重要と考え

ております。

心のバリアフリーは、先ほどの施策の三本柱の三つ目にも位置づけられているところですが、あらゆる場面で心のバリアフリーの普及を意識しながら取組を進めていきたいと考えています。

長くなりましたけれども、展開プログラムについてのご説明は以上です。

ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

○梶井座長 ご意見といってもなかなか多岐にわたっておりますので、簡単にいかないような感じもしますけれども、まずはここまでまとめていただき、ありがとうございます。これら全部を実現できることを目指したいですし、そうなれば社会の進歩もかなり見えてくるなという感じもいたします。皆様からご意見はいかがでしょうか。

○宮入委員 先ほど、書いていないという前置きの後、プログラムの目的に関する説明がありましたよね。あれは非常に分かりやすかったので、どこかに書いておいてほしいです。

1点目が既存施策の整理、見える化で、2点目がそういう考え方をちゃんと整理すること、そして、3点目がスパイラルアップしていく、改善、向上を図るということでした。

多岐にわたるものをそういうふうにもとめていくのが重要だという考え方はすばらしいと思いますし、非常に分かりやすかったので、ぜひどこかに書いておいていただければなと思いました。

○梶井座長 私も必死にメモしましたが、分かりやすかったと思います。

ほかにありませんか。

○相内委員 資料6の5ページのコラムのことについてです。

今回、展開プログラムにおいて社会モデルを軸の一つとして考えていただけるというのはすごくうれしい話だなと聞いておりましたが、コラムという形を取っていてもすごく大事なところだと思いますし、だからこそ5ページという早い段階で社会モデルの話が出てくるのだと思います。

そのところについて1点だけ。この短期間でこれだけの膨大な資料をつくってくださったので、こうなったのだと思うのですが、下の吹き出しの欄に問題という言葉を使っているところがあるのです。社会モデルの考え方のところで、足が動かない人が上れない階段があることが問題だからバリアフリーを実現する、また、医学モデルの考え方のところについては、足が動かないことが問題だからリハビリで動くようにすると書かれています。

事務局の方も含め、伝えたかったニュアンスは、多分、この問題の2文字だとちょっとずれるような気がしました。ただ、問題という言葉を選んだ理由もちょっと分かるなと思ったといいますか、概要版を見て、じっくりくる言葉に置き換えるならどれかなと思って探していたのですが、バリア（障壁）という言葉に置き換えていただくと、本来の趣旨とそんなにずれないかなと思いました。ただ、それだと、バリアがあるからバリアフリーを実現するというちょっと間の抜けた文章になってしまうのです。そのせいで避けた

言葉なのかなと考えたのですけれども、問題という2文字ではないほうが良いような気がします。

先ほど言いましたが、誤解がこういうところから生まれてしまいますし、直せるところだと思うので、しつこい表現にはなってしまいますが、バリア（障壁）でもいいのではないのかなと思います。この後にもつながっていく大事な意味の説明のところなので、修正していただいてもいいのかなと思いました。

○事務局（松原推進担当課長） 言葉の使い方は検討し、対応させていただきたいと思います。

○梶井座長 重要なところだと思います。

ほかにありませんか。

○牧野委員 概要版を拝見いたしまして、例えば、1枚目の公共施設のバリアフリー化について補助事業を組んでいただくなどして、札幌市ではバリアフリー化がどんどん進んでいて、うれしく思っています。

また、今後、目指すものの中に、ハード、ソフトの両面でユニバーサルデザインの考え方を取り入れると書いてありますけれども、飲食店のバリアフリー化もすごく進んでほしいと思っています。

今、新しいものができていますけれども、大きな建物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化は進んでいるのですが、個人の小さなお店です。新しくできたところでも段差があるところもあるのです。階段しかないなど、物理的に仕方ないところもありますよ。でも、そうではなく、新しくつくった建物にバリアがあって、どうしてわざわざ新しくつくったのにこうなるのかなとがっかりするところを結構目の当たりしています。

私のイタリアのお友達が、イタリアでは飲食店にバリアフリースイッチをつけないと許可が下りないのよと言うのです。本当かどうかは分かりませんが、そんなことを聞きました。これから先は、札幌市もユニバーサルデザインを意識した建物ではないとつくっては駄目というふうになっていかないのかなと思っています。

ここで発言すべき内容ではなかったかもしれませんが、将来のあるべき姿として、そういうことも意識してまちづくりをしていただければと思っています。

○梶井座長 まさに事業者の責務に関連してくることかと思います。

ほかにありませんか。

○佐藤委員 すごく細かいところですが、資料5の右側の第2章の三本柱の①の4番目についてです。

福祉のまちづくり推進事業だけの目標値が載ってないのです。これには意図があるのでしょうか。でも、資料6のほうには載っていましたので、もし差し支えなければ、載せていただいたほうが見栄えもよくなるかなという気がしました。

そして、その裏の第2章の三本柱の②についてです。

ここには支援される側の方たちのことだけが書いているのです。先ほど松原課長がこれ

に関してとはということで最後におっしゃっていたのですけれども、私にはちょっと理解できませんでした。支援される側だけではなく、する側の人たちのこともどこかに入れてもいただきたいなと思います。それでどこに入るかなと思って見たのですけれども、入れづらいなと思っていました。でも、支援される側だけではなく、する側のことも入れないと共生社会にはならないのかなと思いますので、入れていただきたいなと思いました。

また、今さらという感じの質問かもしれないのですけれども、どの事業の目標値にもパーセンテージがついているのですけれども、何を基準にした目標値なのでしょう。どこから出てきた数字なのかなと疑問に思ったので、教えていただければと思います。

なお、展開プログラムについてです。

本当にいろいろな事業が漏れなく載っていて、今まで縦割りだったものが本当に横につながっていきそうで、実際に事業をやっている私たちとしても本当にありがたいです。もっと早くこうしたものがあればよかったなという感じで見せていただきました。

○事務局（松原推進担当課長） 3点ほどご質問をいただいたので、ご回答したいと思います。

まず、1点目ですが、資料5の右側の下の4の福祉のまちづくり推進事業だけ目標値がないということについてです。

福祉のまちづくり推進事業の中で施策に関する整備基準を設定するのは本事業で色々なことをやるうちの一部の取組となっています。本書の23ページに全体の取組に関する目標値として心のバリアフリーの理解度に関する数値を記載しております。整備基準の設定が心のバリアフリーの理解度にすぐに結びつかないと思われることもあり、概要版では記載しなかったところがございます。ご理解をいただければと思います。

次に、2点目は、2ページの左上の当事者への支援ということで、支援される側の記載だけがあって、支援する側の観点も必要ではないかというお話だったかと思います。

確かに、施策の三本柱とここで言う1から3の施策は既に戦略ビジョンの戦略編でつくられていて、それに合わせて事業を整理しているところですが、支援する側の観点も必要だというのは大きな視点だと思います。どのように記載できるのか、なかなか難しい面はあるのですけれども、先ほどのスパイラルアップのところを考えていきたいと思っていますので、大きな視点ということで受け止めさせていただければと思います。

3点目の目標値は何をベースにつくっているのかについてです。

札幌市では、2031年をターゲットにして10年間の施策を考え、そのうちの2027年までで見たときにどこまでできるのかを考えた上で、この数字は2027年度の目標として設定させていただいています。

2031年までを見据え、順次やっていく中で、2027年までにどこまでいけるのかをそれぞれの部局で検討した結果、こういった数字が出てきたということでご理解をいただければと思います。

それぞれの事業により、この4年間で100%になるものもありますし、そうではなく

て、もうちょっと長いスパンで終えるようなものもありますので、事業の特性に応じてパーセンテージや目標値を設定したということです。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○道下委員 バリアフリーのことについてです。

バリアフリーホテルにしていくということで、今、バリアフリーをうたっているホテルがすごく増えてきているなど感じているのですけれども、先日、金沢から北海道に来た方がいたのですね。私は保険外看護師としていろいろなサポートをさせていただいているのですけれども、バリアフリーホテルをうたっているホテルを取られたのです。

車椅子で来られた70代の男性のご夫婦でしたが、バリアフリーホテルですし、車椅子でも大丈夫ですとうたっていたので、お部屋を取っていただき、入ったのですけれども、車椅子のままベッドの間に行けなかったのです。お部屋の広さも見て、予約を取られたようなのですけれども、ソファやテーブルがあって、一度、ベッドに上がってしまうと、トイレに行くのにすごく困ったということです。車椅子を入れてしまったら、バックで行かなければいけなかったらしいのです。また、そのとき、奥様のベッドに当たって、奥様も旦那様も、結局、夜はほとんど寝られず、次の日の観光がしんどかったということでした。

バリアフリーのホテルの数を増やすことも大事なのですよ。また、障がいのある方にとって完璧なものというのはないとも思うのですけれども、ホテルとして、助成されるから、やればいいのではありませんかということであってほしくないなと思います。

ハードのことばかりに助成があると、手すりをつければいいのではありませんか、段差をなくせばいいのではありませんかとなってしまいます。でも、心のバリアフリーともうたっているように、スタッフの人が手をちょっと貸してくれさえすればできることもあるので、ハード面だけではなく、スタッフ教育にも助成されるようなシステムづくりにしていただきたいとい先日の体験を通して思いました。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○牧野委員 今、道下委員のお話を聞いて、私も共感するところがたくさんあります。ただ、障がいのある人、車椅子の人、ハンデのある人でも、いろいろなレベルの人がいて、その人には使えても、この人には使えないということもあるので、お部屋を完全バリアフリーにするのはなかなか難しいことでもあります。でも、一番私が必要だなと思うのは情報です。どういう形状のどういうお部屋があるという情報をたくさん発信していただけると、自分に合ったものを選び、利用することができるのです。

また、お部屋が洋室タイプとなっても、最近新しくできたホテルなんかはベッドの高さが低いところがあるのです。

一般のハンデのない人にはゆったりした感じで、畳の上にマットレスが置いたようなベッド形式のものを使われているところがすごく多いのですが、車椅子の人やハンデのある人など、起きたり寝たりするのがちょっと大変な人にはそれが逆にバリアになってしまっ

て困るのですが、そういう情報がないホテルもいっぱいありまして、行ってから、あら、どうしようということもよくあります。だから、まず、情報が欲しいということが切実に思うことです。これは、ホテルだけではなく、全てのものに言えると思います。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○相内委員 先ほど、障がいの社会モデルを軸に、いろいろなプログラムをつくっていくということがありましたが、今、道下委員と牧野委員がすごく正確にお話しくくださったとおり、完璧なバリアフリーは無理です。でも、障がいの社会モデルを啓発し、進めていくということは、同時に、合理的配慮の考え方を浸透させていくということになるはずなのです。

例えば、今のホテルのケースだと、ホテルで可能な負担の範囲があると思います。実際にその部屋を見たわけではないので、一例として話しているだけです。でも、ホテルの従業員の人が部屋まで行って、レイアウトとして替えるところがありますかと聞いたり、片づけたほうがいいものや邪魔なものがありますかと聞いたりするなど、コストをかけないでできる配慮があると思われるのです。まさに道下委員がおっしゃったハード面だけではなく、合理的配慮の考え方というのはそういうことですし、やれることはたくさんあるのです。しかも、その中にはコストや負担が過重にならないものもたくさんあるのだよという教育も含めてやっていくと、心のバリアフリーも含め、推進されていくのではないのかなと思ったところです。

○梶井座長 ほかにありませんか。

○山口委員 まとめてきたことが3点あります。

まず、参考やコラムに書いてあるユニバーサルデザイン、バリアフリーの定義、心のバリアフリーの重要性、障がいの社会モデルに関して、札幌市がこういうことを確認しながらいろいろなことを進めてくださっているということを私はうれしく思っています。

福祉の現場では人手不足がかなりあって、理念の共有がなかなか進んでいないのかなど利用者側として感じています。結果的に、支援者が知らないことが原因で、利用者として合理的配慮が必要な話をしているのに、わがままと思われてしまって、受け入れられなかったり、サービスの打ち切りへとつながってしまったりするケースがあるのではないかなと思っております。

共生社会の理念の浸透と心のバリアフリーが広まることによって、利用者が従うものではなく、主体であるということが当たり前の社会になっていくことを私は期待しています。

2点目ですが、札幌は世界的に見てもとても歩きやすいまちになってきたと私は実感しています。実は、イギリスの鍼灸師が日本にやってきて書いた本があるのですけれども、日本は視覚障害のある人たちにとって、本当に歩きやすいのだということを絶賛しているのです。札幌の場合は雪の問題もあるので、東京などとは違うかもしれませんが、それも含め、札幌市が気を配りながら施策を進めているということを本当にうれしく思っています。

実は、ここに来るとき、道に迷ってしまって、30分ほど寒い雪道を歩き回ってしまったのですが、テクノロジーに助けられたのです。アプリを使い、方向を確かめて戻ってきました。また、人の手も借りたのですが、テクノロジーを借りつつ、この寒い雪の中を私のような人間がどうやって歩くかをまち全体で気にかけてくださることで孤独感がなくなっていくのではないかなと思います。

最後が一番大事なことなのですけれども、共生社会相談窓口を設置してもらえないかということです。

共生社会の推進の取組について、意見や提案、参加、情報の入手をどこでしたらいいのか、私には分からないのです。共生社会について意見を言いたいし、提案をしたいし、自分自身が参加し続けたいけれども、私自身、この委員の任期を終えた後、何ができるかがまだ見えてきていません。全てのことに対する受け皿となるような窓口があったらうれしいなと思います。

実は、幾つかの提案があって、例えば、マイノリティー同士の情報交換のイベントがあったらいいのではないかと、心のバリアフリーを数値化、視覚化、制度化して、共生社会を推進する専門家を育成する制度があったらいいのではないかと、これは自分もなってみようと思うのですけれども、そういうものがあります。あるいは、ステッカーを使って札幌のまちがマイノリティーに対してオープンであるというキャンペーンをしてみたらどうかという提案を友達からもらったのですけれども、この話をどこに持っていったらいいのかが分からない状況なので、そういう市民の声や迷い、あるいは、参加したいという気持ちを反映してくださる窓口をつくっていただけたらと思います。

○梶井座長 大変具体的なお提案をいただきました。これからそうしたことを取り入れる道を開いていければと思います。

まだ言い足りないこともいろいろあるかと思うのですけれども、いかがですか。

○池田委員 今のお話を聞いて思ったのは、今の条例づくりにはいろいろな立場の方が参加していて、まさに共同創造の一つでもあるのです。どのプロジェクトもそうなのですけれども、ここに主体としてその立場の方がどれだけ入っているのかです。プロジェクトを企画し、運営していくとき、どれだけの方が入っているのかは大事なことだと思うのです。

そういった視点からの記述といいますか、これは子どもでもよくて、例えば、子どものプロジェクトであれば、子どももそこに参画する、あるいは、道のことであれば、ホテルのことであれば、困っている当事者が参画し、改善していくプロジェクトをつくっていくという記述があまりないので、それをもっと入れられるといいのではないかなと思った次第です。

○事務局（松原推進担当課長） 当事者のご意見を積極的に反映する機会についてです。

ちょっとハードに寄った記載になってしまっているかもしれませんが、資料6の本書の56ページをご覧ください。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進というところの2段落目ですが、

今後は計画の初期段階から様々な利用当事者の声を積極的に聴取する機会を設け、ソフト、ハードのそれぞれにユニバーサルデザインを含めた展開をしていくという考え方を記載させていただいています。

実際、我々の部局で公共施設のバリアフリー化を進めているのですけれども、それに当たって当事者の方に現場を見ていただき、意見をいただいていますし、保健福祉局ではバリアフリーのチェック体制を設けています。

まだまだ初手という感じではありますけれども、全体の考え方というところに書いた意味合いというのは、そういったところだけではなく、広く同じような考え方を取り入れていきたいということを表しているつもりです。ご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

○梶井座長 まさに全庁横断的なプログラムをここまでまとめていただいて、札幌市の本気度を垣間見たと思っております。共生社会に向かって本気なのだと思いました。

そして、その根拠法になるのが共生社会推進条例でして、実現に向けていくための力強い根拠になる条例を今つくろうというところでございます。そこに当事者の参画や当事者主体、共同（協働）創造というような文言を入れていく可能性もあるのではないかと思います。

展開プログラムも根拠法である共生社会推進条例に向かっていくことになるわけで、札幌市も本気ですし、当然ですけれども、私どももますます本気で検討を続けていきたいと思っております。

変なまとめになりましたけれども、時間になりましたので、質疑応答はこれで終わらせていただきたいと思います。

最後に、事務局からお願いいたします。

○山内ユニバーサル推進室長 ユニバーサル推進室長の山内です。

本日は、それぞれのお立場からいろいろなご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

前半の条例の議論ですが、我々としても、他都市の事例を見ながら、目的、そして、基本理念が大事だというお話もありましたけれども、どういう骨格でもってつくっていくかを考えていました。どうしても言葉や文字だけで考えてしまうことが多かったのですが、今日、皆さんから、子どもにも分かりやすい、あるいは、未来に向けた言葉としてしっかりメッセージにするなどといったご意見をいただき、なぜそういうことを盛り込んでいかなければならないかというイメージがはっきりと見えてきたような気がしております。

また、基本理念についても、お互いを知る、理解する、あるいは、尊重するという言葉がよくあるのですけれども、それをもう少し深掘りして、孤独を感じさせない、または、共同（協働）で創造していくなど、具体の像が今日のご意見から見えてきてまして、非常にありがたく思っております。

座長から、包括的な条例ということで、どこまで組み込めるのか、難しいところもある

かもしれないというお話がありましたけれども、今日たくさんいただいた意見については、条例に組み込むもの、それから、条例ではなく、別のもので補完できるものがないのかもセットで考え、なるべく分かりやすい条例にできたらなと思っております。年明けの3月頃に次回の会議を予定していますので、そのときには条例骨子案としてお示ししたいと思っております。

また、後半のユニバーサル展開プログラムについては、札幌市の中期計画にひもづいているということもあり、今すぐ新しいものを組み込むということはなかなかできないのですけれども、大きな考え方として、冒頭に牧野委員からお話がありましたけれども、民間の施設のバリアフリー化がなかなか進んでいないということは札幌市としても非常に大きな課題として捉えております。プロジェクトの2番目と3番目にあるとおり、情報発信の充実、そして、心のバリアフリーを浸透させることで、施設のバリアフリー化に至っていないところを補うなど、役割分担を意識して施策を整理し、きちんとチェックしたいと思っております。次につなげていきなさいという話もいただきましたけれども、毎年度の事業の見直しを経て、新しく何か組み込むことができれば、それが今回の目的であるスパイラルアップにつながるのかなと改めて感じました。

これからも皆さんに貴重なお時間をいただいて、さらに議論を深めていくことになると思いますけれども、札幌市の共生社会の実現に向け、引き続きお力添えをいただければと思います。

本日は、ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

3. 閉 会

○梶井座長 次回は3月ということですので。

皆様、よいお年をお迎えいただければと思います。

足元が滑りますので、お気をつけてお帰りくださいませ。

どうもありがとうございました。

以 上